

予防塾選講 ～第24回～

病院・診療所の火災①

病院・診療所の火災は、昭和40年代までは多数の死者を伴うものが多く、特に木造・防火木造の施設、精神病院等の火災で顕著でした。その後、病院・診療所について消防法令上規制強化がなされ、木造等の施設が減少したこともあり、全体としては安全性が高まっています。

東京理科大学大学院
 国際火災科学研究所
 教授
 小林恭一 博士(工学)

死者を伴う病院・診療所の火災

今回は、第22回で火災による人命危険性の高い防火対象物の一つとした病院・診療所の火災についてお話しします。

表は、5人以上の死者が出た病院・診療所の火災を整理したものです。これらの火災の多くは、①木造、防火木造又はそれらと耐火造との混合構造であること、②精神病院等が半数を占めていること、③この種の火災は昭和60年代以降は福岡の整形外科医院の火災まで30年間起こっていないことがわかります。

病院・診療所の構造

現行の建基法27条では、病院 診療所

等は、3階以上の階を当該用途に供するか、当該用途に供する2階の部分の合計床面積が3百平方メートル以上で当該部分に患者の収容施設がある場合には、「耐火建築物等」としなければならないとされています。

昭和25年の制定時には、この条文は「建築物の3階以上の階を…、病院、…の用途に供するもの」は主要構造部を耐火構造としなければならない、とされていた(同条3号)が、昭和34年12月23日以降は、現行と同様の内容となっています。

したがって、病院・診療所は、それ以前は、2階建て以下ならどんなに延べ面積が大きくても木造や防火木造で建てることができたということです。表にある

精神障害者福祉に関する法律(昭和25年制定時は、「精神衛生法」という名称で

したが、平成7年に人権の視点から改正され、名称も現行のように改正されました。」第36条に基づき、必要なら隔離等の行動制限をおこなうことができることされています。そのような状況で火災が発生し、その病棟が木造や防火木造であれば、死者がたくさん出てしまうことも理解できますね。

これについては、佐野市の両毛病院火災のあと、「精神病院等の防火安全対策及び一斉点検の実施について」という消防庁予防課長通知(昭和45年7月10日消防予第147号)が発出され、「第1精神病院の防火安全対策」として、以下の対策が列挙されています。

一 火災予防上の見地からみて危険な木造建築物は、耐火建築物に改築する等の指導をおこなうこと。

二 重症患者を収容する室は、できるだけ火災危険の少ない場所に設け、避難を容易にするための方策を講じること。

三 閉鎖病棟にあつては、鍵の種類を統

一し出入り口を外部からも解錠できるようにすること。

四 火気使用設備、喫煙等火気の管理については一層その徹底を期すること。

五 病院内の通報設備の充実、夜間又は休日等の応援体制、避難誘導体制の強化をはかること。

六 特に避難誘導訓練は、できるだけ数多く実施し、この場合夜間においても実施するよう指導すること。

当たり前のことばかりのような気もしますが、これ以上の方策を考えるとと言われても、電子錠の自火報連動解錠とS/Pの設置くらいしか思いつかないくらい、これらは基本事項だと思います。この通知のあと、昭和46年の小島病院の火災と昭和59年の青山病院の火災以外はこの種の火災はありませんから、かなり効果があったのだと思います。

なお、「精神病院の消防用設備等の設置について(昭和50年7月12日消防安第84号消防庁安全救急課長通知)」という通知もあります。これは、患

表 主な病院・診療所の火災(死者5人以上)

No	出火年月日	出火場所	事業所名	死者	構造・階数
1	昭和30年(1955)	千葉県市川市	式場精神病院※	18	木1/0
2	昭和35年(1969)	神奈川県横浜須賀町	衣笠病院	16	木 2/0
3	〃	福岡県久留米市	国立療養所※	11	
4	〃	愛知県守山市	精神科香流病院※	5	防1/0
5	昭和37年(1962)	東京都狛江市	佐藤病院	7	防2/0木一部2/0
6	昭和39年(1964)	兵庫県伊丹市	常岡病院	9	木 2/0
7	昭和44年(1969)	徳島県阿南市	阿南市精神病院※	6	防1/0
8	昭和45年(1970)	栃木県佐野市	秋山会両毛病院※	17	木1/0
9	〃	北海道札幌市	手稲病院	5	
10	昭和46年(1971)	宮城県岩沼町	小島病院※	6	耐 一部木 2/0
11	昭和48年(1973)	福岡県北九州市	済生会八幡病院	13	耐 一部防 5/1
12	昭和52年(1977)	山口県岩国市	岩国病院	7	耐 3/0 一部木 2/0
13	昭和59年(1984)	広島県尾道市	宏知会青山病院※	6	木 1/0
14	平成25年(2013)	福岡県福岡市	安部整形外科	10	耐4/0

(消防白書平成28年版及び消防防災博物館特異火災事例より作成※は精神病院等)

者の特性によつては消防用設備等を基準どおりに設置することが適当でないこともあることから、そのような場合には令32条を適用しても差し支えないとしたもので、読んでみると、「なるほどこの種の施設には、様々な方面から考える必要があるんだな」と気づかされます。

防火上脆弱な構造の病院・診療所の多くは、そういう古い既存不適格建築物で、その後次第に減少して今に至っているものと考えられます。現在、どの程度残っているのでしょうか？尾道の青山病院などは木造平屋ですから、今でも合法的に建てられますが、現在でも建てられ続けているのでしょうか？その実態はわかりませんが、火災統計を見る限り、もうあまりなくなっているのではないかと推測してもよさそうですね。

精神病院の火災

病院・診療所の火災で多数の死者が発生する場合、その多くは精神病院等です。精神病院等については、「精神保健及び